

# 加入の手続き

## 1. 共済掛金

年額150円

- P会員一所帯
- T会員一人
- 幼稚園一世帯（小学校に兄弟が在籍している場合は、小幼で一世帯とします。）
- 準会員一人（名簿登録要 様式-3）

## 2. 手続き

(1) 共済契約申込・現在の会員数での申込み(様式-1) 申込み締切毎年3月末日厳守

(2) 確定世帯数の報告(様式-2)、加入者名簿の提出、共済金の振込 → 4月～6月末日まで

注1) この期間までに振込がない場合は、共済期間開始日(4月1日)に溯ることができません。

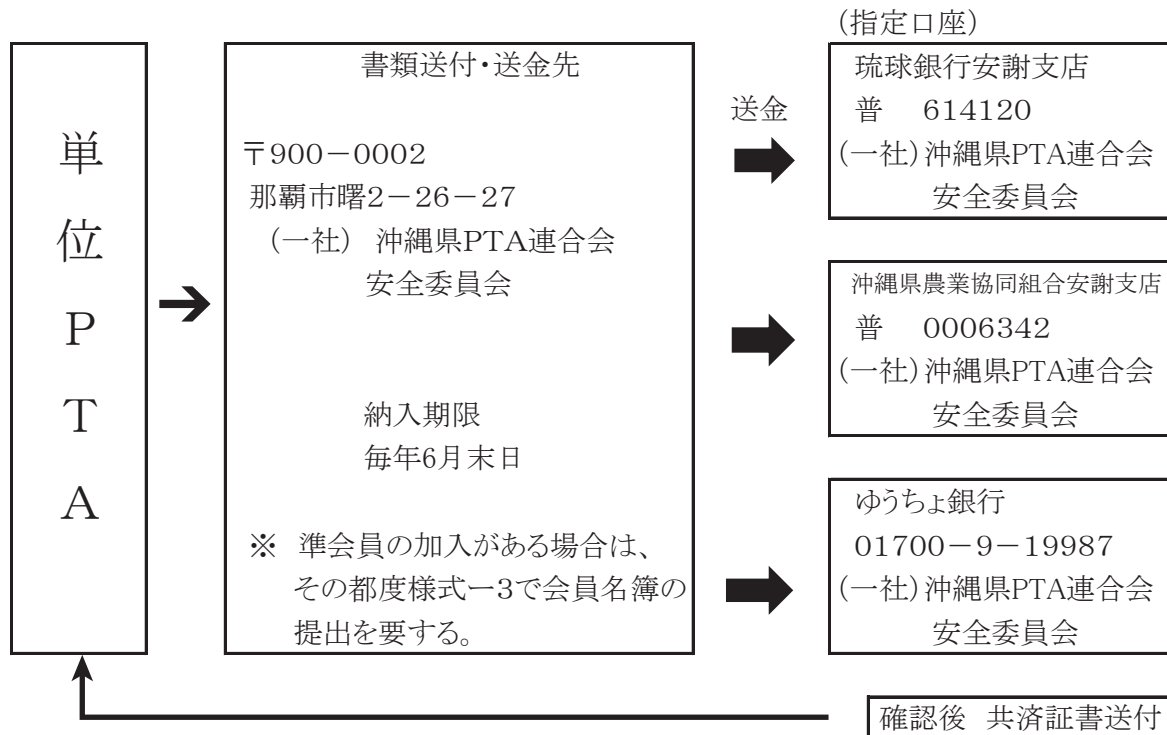
注2) 児童・生徒・教職員の名簿の様式はございません。

(学年・クラス・名前の記載があれば良いです。)

注3) 準会員は、様式-3 PTA会長の公印が必要です

(3) 学年途中の児童、生徒、教職員の転入・転出、新規加入の報告は様式-2の提出後に生じた転出入児童・生徒、新規加入者を様式-3-①の報告書でFAXします。

## 3. 共済掛金の送金



※ 原則として領収書の発行はいたしませんので、振替用紙の「振込兼受領書」を領収書としてご使用下さい。

※ 平成13年度より、県P連加入の小学校併設の幼稚園PTAも加入が認められました。但し、加入手続きが必要です。

※ 準会員は、名簿報告、入金確認後の適用となりますのでくれぐれもご注意下さい。